

令和 7 年 6 月 日

(名称) 嘉麻市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

嘉麻市においては、利便性の高い交通環境を構築するため、令和元年に市内外を結ぶ公共交通路線を確保するため、稲築地域から桂川方面への路線（稲築桂川線）及び、令和2年に山田地域から稲築地域への路線（市内循環線（東回り山田方面））の構築を図った。

また、以前は飯塚市に連絡するバス路線である、西鉄バス上山田線、飯塚～大隈線、碓井線を軸に、市内の4つの地域（山田地域・稲築地域・碓井地域・嘉穂地域）をコミュニティバスや福祉バス等で構成する公共交通網を形成していたが、令和2年から福祉バスを市バスに統合し、稲築桂川線、市内循環線（東回り 山田方面）を含む9路線で公共交通網を形成している。

市内にはＪＲ後藤寺線が通過する下鴨生駅が立地し、飯塚市及び田川市方面へのアクセス性を有するが、福岡市や北九州市方面等の広域的なアクセスにおいては、隣接する桂川町に立地するＪＲ 福北ゆたか線が通過する桂川駅への移動のニーズが高い。また、嘉麻市では、稲築地域に嘉麻市役所本庁舎が立地しているため、市内各地域や市外から稲築地域への移動ニーズが高まっている。

稲築桂川線については、発着点を桂川駅・下鴨生駅とし、福岡市・北九州市への広域的なアクセス性を確保するとともに、沿線には稲築志耕館高校、嘉穂総合高校の2校が立地しているため、市内外から両校へのアクセス性を確保している。このため、地域公共交通確保維持事業により、稲築桂川線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

市内循環線（東回り 山田方面）については、山田地域では以前から住民の生活を支えていたスーパーの閉店が続き、現在では1店のみとなっている。また、日常生活に欠かすことができないホームセンターも地域内にないため、山田地域から稲築地域の商業集積地への移動のニーズが非常に高まっている。

また、早朝も市内高等学校へ通学で利用する学生からのニーズも非常に高いため、山田地域と市役所本庁舎等を繋ぎ、買い物や通学等の利用を加味した山田地域から稲築地域へのアクセス性を確保するため、地域公共交通確保維持事業により、市内循環線（東回り 山田方面）を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

稲築桂川線及び市内循環線の収支率を 20%以上とする。

(嘉麻市地域公共交通計画 P86 参照)

(2) 事業の効果

稲築桂川線を維持することにより、稲築地域から桂川駅・下鴨生駅への移動手段が確保されるとともに、稲築志耕館高校、嘉穂総合高校への通学に必要な移動手段が確保される。

また、市内循環線（東回り 山田方面）を維持することにより、山田地域から稲築地域の買い物や通学等の生活に必要な移動手段を確保することができる。

さらには、市内のコミュニティバス路線網を維持し幹線・支線が連携することにより、更なる効率的な運行体系の確保が可能となる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・多様な主体の連携による市バス枝線系統（デマンド運行型を含む）の充実（地域住民、嘉麻市、交通事業者、各種団体等）
- ・「嘉麻市高齢者交通支援事業」「グラントパス 65 補助事業」の継続実施（嘉麻市、交通事業者）
- ・バス停環境整備の促進（地域住民、嘉麻市、交通事業者、近隣施設等）
- ・ノンステップバス等の導入推進（嘉麻市、交通事業者）
- ・「嘉麻市通学等補助金」の継続実施（嘉麻市、交通事業者）
- ・高校と連携したダイヤ設定（嘉麻市、交通事業者、高校（生徒））
- ・通学利用の向上に係る公共交通のあり方検討（嘉麻市、交通事業者、高校（生徒））

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

なお、稲築桂川線及び市内循環線（東回り 山田方面）については、概ね既存交通手段がない地域を運行し、地域間幹線交通である西鉄バス路線や JR と結節し、乗継等を考慮したダイヤ設定等整合を図っており、どちらも令和 6 年 12 月に開催した嘉麻市バス運行業務委託業者選定委員会にて業者が決定した。（詳細は別添「系統図」、「接続要件」、「時刻表」のとおり）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

当該路線においては、運行経費の全額を嘉麻市が負担し、運行収入を嘉麻市にて受け入れを行う。また、国庫補助金については嘉麻市地域公共交通会議で受け入れの後、嘉麻市へ繰出すこととしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について評価を実施
- ・OD 調査
- ・利用者アンケート

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
補助対象系統においては、車両の老朽化が著しく、走行中の異音の発生や頻繁に生じる故障等により利用者や運行する乗務員に不安や不満が生じており、安心・安全な移動手段としての運行に支障が生じている。 また、当該車両は車いす対応車両ではないため、車いす利用者の利用が困難な状況となっており、故障等にかかる費用の削減及び、利用者を安全に輸送し、すべての利用者が利用しやすい公共交通を提供するため、令和5年度に更新を行った市内循環線（東回り）と、新たに令和7年度に稲築桂川線を運行する2台の車両更新を行う必要がある。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
利用者1.5%増 【稲築桂川線】 令和6年4月～令和7年3月利用者数：27,446人⇒27,857人 【市内循環線東回り山田方面】 令和6年4月～令和7年3月利用者数：23,496人⇒23,848人 ・車両更新に伴う嘉麻市バス利用者満足度80%以上
（2）事業の効果
・車いす固定装置や車いす用スロープ等の装備により高齢者をはじめとする全ての利用者に利用しやすい公共交通を提供することができ利用促進につながる。 ・新規車両への更新を行うことにより、燃費が向上し、燃料高騰による運行経費の増え幅を抑えることができる。 ・現在発生している老朽化が起因の故障等による修繕の費用を抑えることができ、運行経費が削減される。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表 8（公有民営方式車両購入費国庫補助金）を添付。
車両購入費から国庫補助金を差し引いた額を嘉麻市が負担する。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

① 車両の代替による費用削減等の内容

車両更新に伴い、修繕に係る経費の削減効果が見込まれる。

削減見込み額：年間 1,300,000 円

（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月の期間にかかった修繕費：1,355,463 円）

② 代替車両を活用した利用促進策

- ・ 新規車両の P R における、新規公共交通利用者の開拓
- ・ 利用者ニーズに沿った運行ルート・ダイヤの見直し
- ・ 当該路線での乗り込み調査等の意見収集

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和4年5月30日（第1回）
嘉麻市地域公共交通会議事務処理運用要綱について協議。
令和4年度嘉麻市地域公共交通会議予算案について協議。
嘉麻市地域公共交通計画の策定について協議。一同承認。
令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書について協議。
→一同承認。
- ・令和4年8月30日（第2回）
バス停の新設について協議。
嘉麻市地域公共交通計画の策定について協議。（アンケートの実施について）
→協議の結果、再度委員でアンケートの内容を確認し9月2日までに追加で意見がある場合は事務局に提出することで協議終了。
- ・令和4年9月13日（第3回）書面開催
道路工事の実施に伴う市バス迂回運行の実施について協議。
第2回で出た意見を反映させたアンケートの内容の報告。
→回答書により一同承認。
- ・令和4年11月28日（第4回）
嘉麻市バスフリー乗車券の設定について協議。
嘉麻市地域公共交通会議の策定について協議。（計画（案）、アンケート結果について）
→嘉麻市地域公共交通計画（案）については引き続き協議とし、再度委員で内容を確認の上、12月5日までに追加で意見がある場合は事務局に提出することで協議終了。その他については一同承認。
- ・令和4年12月21日（第5回）書面開催
人権啓発センターあかつきの施設改修工事に伴う市バスの迂回運行の実施について協議。
→回答書により一同承認。
- ・令和5年1月23日（第6回）
地域公共交通確保維持改善事業に関する一次評価について協議。
嘉麻市地域公共交通計画の策定について協議。（計画（案）について）
→嘉麻市地域公共交通計画（案）について再度委員で内容を確認の上、パブリックコメント実施までに追加で意見がある場合は事務局に提出することで協議終了。その他については一同承認。
- ・令和5年2月14日（第7回）書面開催
令和5年度嘉麻市バス運行計画の変更について協議。
→回答書により一同承認。
- ・令和5年3月15日（第8回）書面開催
嘉麻市地域公共交通計画に対するパブリックコメントの実施結果について報告。
令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る生活交通確保維持改善計画の変更について協議。
→回答書により一同承認。
- ・令和5年5月25日（第1回）
公共交通に関する報告事項について報告。
令和4年度歳入歳出決算について協議。
令和5年度嘉麻市地域公共交通会議予算について協議。
令和6年度地域公共交通計画認定申請について協議。
→一同承認

・令和5年8月24日（第2回）

嘉麻市バス停待合環境整備について（ベンチ設置事業）について協議。

令和5年度10月からの嘉麻市バス運行計画の変更について協議。

→一同承認

・令和6年1月22日（第3回）

運賃協議会に関する変更について報告。

令和5年度輸送実績について報告。

令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議。

令和6年度嘉麻市バス運行計画について協議。

→一同承認

・令和6年5月28日（第1回）

公共交通に関する実績について報告。

令和7年度以降の嘉麻市バス事業計画について報告。

令和5年度歳入歳出決算について協議。

令和6年度嘉麻市地域公共交通会議予算案について協議。

令和7年度地域公共交通計画認定申請書について協議。

嘉麻市地域公共交通計画別冊の策定について協議。

→一同承認

・令和6年8月7日（第2回）

地域公共交通会議監査委員の指名について報告。

前回交通会議資料に対する意見書について報告。

嘉麻市バス停待合環境整備について協議。

令和6年度嘉麻市地域公共交通会議予算案について協議。

令和7年度地域公共交通計画認定申請書について協議。

令和7年度嘉麻市バス事業計画の変更について協議。

→一同承認

・令和6年10月1日（第3回）書面開催

嘉麻市バス事業計画の変更について協議。

→回答書により一同承認

・令和7年1月23日（第4回）

令和6年度バス停ベンチ設置報告について報告。

アプリによる利用予約に係る運賃割引について報告。

令和6年度嘉麻市地域公共交通会議予算の補正について協議。

令和7年度嘉麻市バス事業計画の変更について協議。

令和6年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（フィーダー補助）について協議。

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業に関する計画変更届出（フィーダー補助）について協議。

令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（待合環境整備事業）について協議。

→一同承認

・令和7年5月29日（第1回）

公共交通に関する実績について報告。

令和6年度歳入歳出決算について協議。

令和7年度嘉麻市地域公共交通会議予算案について協議。

令和7年度バリアフリー化設備等整備事業交付申請について協議。

令和8年度地域公共交通計画認定申請について協議。

嘉麻市地域公共交通計画別冊の変更について協議。

→

19. 利用者等の意見の反映状況

市のホームページ及び広報紙、各庁舎の情報コーナーにて嘉麻市地域公共交通計画に関する意見を募集した。また、嘉麻市地域公共交通網形成計画（前計画）策定時に住民や高校生を対象にアンケート調査を実施した結果、かねてより、稲築地域から桂川駅への路線の設置、山田地域から稲築地域に立地しているスーパー等への路線の設置を求める声が強くあったため、前計画では当該路線を新設する項目を計画の目標の一つとし、嘉麻市地域公共交通計画では路線の維持、利用促進を図るため、利用者アンケート等の利用者からの意見の内容を協議し、継続して路線、ダイヤ等への反映を検討する。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 嘉麻市岩崎 1180 番地 1

（所 属） 嘉麻市交通政策課

（氏 名） 村上 里美

（電 話） 0948-42-7404

（e-mail） kotsu@city.kama.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。